

国民年金・厚生年金の財政検証が行われました

「財政検証」では、少なくとも5年ごとに年金の将来の給付水準がどのように推移するかを確認し、給付と負担が適切に機能しているかを検証しています。

I

財政検証の基礎知識

一年金財政を維持させるしくみ

マクロ経済スライドの導入

国民年金と厚生年金は、保険料を納める現役世代が少なくなると財源となる保険料収入も減少し、支出（年金給付）とのバランスが取れなくなる可能性があります。

そのような事態を避けるために、平成16年に年金財政の抜本的な改正が行われ、現在の国民年金と厚生年金では、財源となる保険料（率）を固定した上で、将来にわたって制度を安定させるための「マクロ経済スライド」が導入されました。

人口や経済の動向

財政検証

- 財政見通しの作成
- マクロ経済スライドの終了年度の見通しの作成を行い、年金財政の健全性を検証する



次の財政検証までに所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討を行うこととされています。

参考

年金の給付水準のものさしとなる「所得代替率」

「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点（65歳）における年金額が、現役世代の手取り収入額（期末手当等を含む）と比較してどのくらいの割合かを示すものです。

例えば…

所得代替率
50%
とは



そのときの現役世代の手取り収入の
50%
を年金として受け取る

所得代替率は、マクロ経済スライドが発動すると、給付水準が調整され、低下することになります。給付水準調整は、おおむね100年間の年金財政が均衡すると見込まれた時点で終了するしくみですが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わります。

II

2019（令和元）年財政検証の主な前提

1 人口の前提

国立社会保障・人口問題研究所が2017年4月に公表した「日本の将来推計人口」を用いて、**合計特殊出生率と死亡率について高位、中位、低位の3通り**をそれぞれ設定しています。

2 労働力の前提

2019年3月に（独）労働政策研究・研修機構がまとめた「労働力需給推計」を用いて、女性、高齢者、若年者等の労働市場への参加の見通しについて、**経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケースの3通り**を設定しています。

3 経済の前提

賃金上昇率、物価上昇率、運用利回りについて一定の前提を置いています。この前提は、専門委員会での経済・金融の専門家による議論を踏まえています。

その結果、2028年度までは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」に準拠して「成長実現ケース」、「ベースラインケース」の2通りを設定し、2029年度からは、内閣府試算を基礎にしつつ、専門委員会における検討結果で示された範囲の中央値をとって、**幅の広い6通り**を設定しています。

4 制度の状況等に関する前提

有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提は、被保険者、年金受給者等の実績データ等を基礎として設定しています。

III

2019（令和元）年財政検証結果【概要】

1 経済成長と労働参加が進むケース (ケースⅠ～Ⅲ)

- マクロ経済スライド終了時に、**所得代替率は50%以上を維持**
- マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、**モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加**

2 経済成長と労働参加が一定程度進むケース (ケースⅣ～Ⅴ)

- 2040年代半ばに**所得代替率50%に到達**（その後も機械的に調整した場合、マクロ経済スライド終了時に、所得代替率は40%台半ば）
- マクロ経済スライド調整期間において、新規裁定時の年金額は、モデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても概ね横ばいないし微減

3 経済成長と労働参加が進まないケース (ケースⅥ)

- 機械的に調整した場合、**2052年度に国民年金の積立金が無くなり、完全賦課方式に移行**。ただし、長期にわたり実質経済成長率▲0.5%が続く設定であり、年金制度のみならず、日本の経済・社会システムに幅広く悪影響が生じ、回避努力が必要。

IV

2019（令和元）年財政検証結果【詳細】

経済成長と労働参加が進むケースでは、前回の財政検証と同様にマクロ経済スライド調整後も所得代替率50%が確保されることとなりました。

※経済の前提は、前回よりも控えめに設定

（実質賃金上昇率 前回：2.3%～0.7% → 今回：1.6%～0.4%）

※労働供給の前提は、前回よりも労働参加が進む設定

（就業率 前回：2030年推計：58.4% → 今回：2040年推計：60.9%）[労働参加が進むケース]

●**所得代替率**…公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表されます。

モデル世帯の所得代替率 = (夫婦2人の基礎年金 + 夫の厚生年金) / 現役男子の平均手取り収入額

2019年度 **61.7%** 13.0万円 9.0万円 35.7万円

モデル世帯とは

所得代替率の算出にあたりモデルとしている世帯。標準的なモデル世帯として平均的な男子賃金で40年間厚生年金に加入した夫と、40年間専業主婦である妻を想定しています。

所得代替率	経済前提	経済成長率(実質) 2029年度以降 20～30年	給付水準調整終了後の 標準的な厚生年金の 所得代替率	給付水準調整の 終了年度
経済成長と労働参加が進むケース [内閣府試算の成長実現ケースに接続]	ケースⅠ	0.9%	51.9%	2046(令和28)年度
	ケースⅡ	0.6%	51.6%	2046(令和28)年度
	ケースⅢ	0.4%	50.8%	2047(令和29)年度
経済成長と労働参加が一定程度進むケース [内閣府試算のベースラインケースに接続]	ケースⅣ	0.2%	(50.0%) (注) 46.5%	2044(令和26)年度 (2053(令和35)年度)
	ケースⅤ	0.0%	(50.0%) (注) 44.5%	2043(令和25)年度 (2058(令和40)年度)
経済成長と労働参加が進まないケース [内閣府試算のベースラインケースに接続]	ケースⅥ	▲0.5%	(50.0%)	2043(令和25)年度

(注) 機械的に給付水準調整を進めた場合

ケースⅥ: 機械的に給付水準調整を進めると2052年度に国民年金の積立金がなくなり完全賦課方式に移行。その後、保険料と国庫負担で賄うことができる給付水準は、所得代替率38%～36%程度

※2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とされていますが、5年後の2024年の所得代替率の見通しは60.9%～60.0%となっています。